

## 魚津市告示第29号

魚津市産木材利用促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月24日

魚津市長 村椿 晃

### 魚津市産木材利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市産木材利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 建築物に関する工事請負契約の受注者をいう。
- (2) 建築依頼主 建築物に関する工事請負契約の発注者をいう。
- (3) 子育て世帯 第7条第1項に規定する事業計画の認定申請の日（以下「認定申請日」という。）において、15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子（以下「対象児童」という。）を養育する世帯をいう。
- (4) 新婚世帯 認定申請日において、婚姻後2年を経過していない世帯をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、魚津市産木材の住宅建築物への利用を促進し、優良な木造住宅の建築を図るため、市内において木造住宅を新築、増築又は改修する場合、魚津市産木材を使用する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象となる住宅建築物)

第4条 補助金の交付対象となる住宅建築物は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 1戸建ての木造住宅又は木造併用住宅（住宅以外の部分の床面積

が50平方メートル以下かつ延床面積の50パーセント未満であるものをいう。)及びこれと一連の利用状況にある附属建物(車庫、納屋又は倉庫)であること。

(3) 建築依頼主が自ら居住するために新築、増築又は改修するものであること。

(4) 魚津市産木材を3立方メートル以上使用すること。

(5) 建築士が設計した建物であること。

(6) 建築基準法等の関係法令に適合していること。

(7) 国等の支援の対象とならない木造建築であること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、建築依頼主から木造住宅の新築、増築又は改修を依頼された事業者で、認定申請日において、魚津市と、民間建築物における魚津市産木材利用促進協定を締結しているものとする。

(補助金の額)

第6条 1件当たりの補助金の額は、魚津市産木材の使用量に応じて次の表の右欄に掲げる金額とする。この場合において、1立方メートル未満の使用量は切り捨てるものとする。

使用量	補助金額
3立方メートル以上 4立方メートル未満	50,000円
4立方メートル以上 20立方メートル未満	1立方メートル当たり15,000円
20立方メートル以上	300,000円

2 建築依頼主が、子育て世帯における子の養育者、若しくは新婚世帯における婚姻した夫妻又はそのいずれにも該当する者である場合は、前項の補助金額に10万円を加算する。

(事業計画の認定申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、事業計画を作成し、魚津市産木材利用促進事業事業計画認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 平面図、立面図及び敷地案内図(建築士名、登録番号記入)

(3) 建築依頼主の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく世

帯全員の住民票の写し（建築依頼主が子育て世代の場合のみ）

（４） 建築依頼主の戸籍謄本（建築依頼主が新婚世帯の場合のみ）

（５） その他市長が必要と認める書類

２ 前項の認定申請は、原則として住宅建築の着工前に行わなければならない。

（事業計画の認定）

第 8 条 市長は、前条の規定による事業計画の認定申請があったときは、当該認定申請書の内容について審査し、事業計画の認定の可否を決定し、魚津市産木材利用促進事業事業計画認定（非認定）通知書（様式第 3 号）により、当該申請者に通知するものとする。

２ 市長は、申請者又は建築依頼主が次に掲げる者であるときは、当該申請に係る計画を認定しないことができる。

（１） 市税等を滞納している者（同一世帯に市税等を滞納している者がある場合を含む。）

（２） 建築基準法、都市計画法その他関係法令の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認めるもの

（３） 前 2 号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不相当であると市長が認める者

（事業計画の認定に付する条件）

第 9 条 前条に規定する事業計画の認定に付する条件は、次のとおりとする。

（１） 補助事業を中止する場合においては、市長の承認を受けること。

（２） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合においては、速やかに市長に報告しその指示を受けること。

（補助金交付申請及び実績報告）

第 10 条 事業計画の認定を受けた補助事業が完了し、補助金の交付申請をしようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業完了の日から起算して 1 月を経過する日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業の成果を記載した魚津市産木材利用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 4 号。以下「補助金交付申請書兼実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１） 事業実績書（様式第 5 号）

（２） 魚津市産木材の出荷証明書（製材所等）

（３） その他市長が必要と認める書類

２ 市長は、補助事業者から前項の規定による補助金交付申請書兼実績報告

書の提出があったときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認め  
たときは、魚津市産木材利用促進事業補助金交付決定及び額の確定通知書  
(様式第6号)により、当該補助事業者に通知をするものとする。

3 市長は、前項に規定する通知をした後、補助事業者から提出される請求  
書に基づき、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当  
するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令若しくはこの  
要綱に違反したとき又は市長の処分違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既  
に補助金を交付しているときは、その補助金の一部又は全部について、期  
限を定めて返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は、  
市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所

氏名

魚津市産木材利用促進事業事業計画認定申請書

魚津市産木材利用促進事業を実施し、魚津市産木材利用促進事業補助金の交付対象となる旨の認定を受けたいので、魚津市産木材利用促進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書（様式第 2 号）
- 2 平面図、立面図及び敷地案内図（建築士名、登録番号記入）
- 3 建築依頼主の世帯全員の住民票の写し（建築依頼主が子育て世帯の場合のみ）
- 4 建築依頼主の戸籍謄本（建築依頼主が新婚世帯の場合のみ）

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

1. 住宅の建築場所 魚津市
2. 新築、増築又は改修の別 \_\_\_\_\_
3. 住宅又は附属建物の別 \_\_\_\_\_
4. 建物延べ床面積、階数 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 階
5. 生産地 魚津市 \_\_\_\_\_ 地区
6. 工事着手予定年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
7. 棟上予定年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
8. 工事完了予定年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
9. 魚津市産木材納入予定業者名 \_\_\_\_\_
10. 補助金の額の算定

項 目	数 量 等	申請金額
建物延べ床面積	m <sup>2</sup>	
魚津市産木材使用量	m <sup>3</sup>	円
子育て世帯、新婚世帯の加算		円

11. 添付書類

- ア 魚津市産木材使用箇所リスト
- イ 魚津市産木材の伐採証明書

様式第3号（第8条関係）  
魚津市指令 第 号

住所

氏名

魚津市産木材利用促進事業事業計画認定（非認定）通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市産木材利用促進事業事業計画については、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

認定します。（認定しません。）  
（認定しない場合その理由）

様式第 4 号（第 10 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所

氏名

魚津市産木材利用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で事業計画認定の通知があった、魚津市産木材利用促進事業が完了し、補助金の交付を受けたいので、魚津市産木材利用促進事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、次の関係書類を添えて補助金交付申請し、併せて実績報告します。

関係書類

- 1 事業実績書（様式第 5 号）
- 2 魚津市産木材の出荷証明書（製材所等）



様式第5号（第10条関係）

事業実績書

1. 住宅の建築場所 魚津市
2. 新築、増築又は改修の別 \_\_\_\_\_
3. 住宅又は附属建物の別 \_\_\_\_\_
4. 建物延べ床面積、階数 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 階
5. 生産地 魚津市 地区 \_\_\_\_\_
6. 工事着手年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
7. 棟上年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
8. 工事完了年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
9. 魚津市産木材納入業者名 \_\_\_\_\_
10. 補助金の額の算定

項 目	数 量 等	補 助 金 額
建物延べ床面積	m <sup>2</sup>	
魚津市産木材使用量	m <sup>3</sup>	円
子育て世帯、新婚世帯の加算		円

11. 添付書類

- ア 魚津市産木材の使用実績計算書
- イ 木工事完了時の写真（外観、内観）
- ウ 魚津市産木材状況写真（伐採場所、製材木材、建方完了）

様式第6号（第10条関係）  
魚津市指令 第 号

住所

氏名

魚津市産木材利用促進事業補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった魚津市産木材利用促進事業補助金  
については、魚津市産木材利用促進事業補助金交付要綱第10条の規定によ  
り補助金を 円を交付し、また、補助金の額を確定します。

年 月 日

魚津市長